

経済労働委員会記録

開催日時 令和3年3月10日(水) 13:06~16:27

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

小泉 米造 委員長
和田 恵治 副委員長
樋口 清士 委員
植村 佳史 委員
川口 延良 委員
中川 崇 委員
太田 敦 委員
森山 賀文 委員

欠席委員 なし

出席理事者 梶田 水循環・森林・景観環境部長

谷垣 産業・観光・雇用振興部長

土屋 観光局長

杉山 食と農の振興部長 ほか、関係職員

傍聴者 3名

議 事

(1) 議案の審査について

<令和3年度議案>

議第17号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(経済労働委員会所管分)

議第21号 奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(経済労働委員会所管分)

議第46号 奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に
関する条例の一部を改正する条例

議第47号 なら食と農の魅力創造国際大学校条例の一部を改正する条例

議第58号 奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針の
策定について

議第 5 9 号 奈良県林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定について

議第 6 0 号 奈良県豊かな食と農の振興計画の策定について

議第 6 1 号 奈良県食品ロス削減推進計画の策定について

<令和 2 年度議案>

議第 1 0 9 号 奈良県職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例

報第 3 6 号 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分の報告について

奈良県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(経済労働委員会所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○小泉委員長 ただいまより経済労働委員会を開会いたします。

なお、理事者において、桐田ならの観光力向上課長兼インバウンド戦略・宿泊力向上室長が欠席されております。代わりに浅葉ならの観光力向上課課長補佐及び西村インバウンド戦略・宿泊力向上室長補佐が出席されていますので、ご了承願いたいと思います。

今定例会において、密集・密接を避けるために、各委員会室の傍聴人の定員を 5 人としております。

本日、当委員会に対して、3 人の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただいております。なお、この後傍聴の申し出があれば、先の方を含めて 5 人を限度にして入室していただきますので、ご承知ください。

それでは案件に入ります。まず付託議案の審査を行います。当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申合せにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承願います。

なお、議案の説明については 2 月 1 8 日及び 3 月 2 日の議案説明会で行われたため、省略をいたします。

それでは付託議案について質疑がありましたらご発言をお願いします。ほかになければ付託議案についての質疑を終わりますので、それぞれ質問をよろしくをお願いします。

○樋口委員 私からは 2 点ございます。1 点目、議第 4 7 号、N A F I C (なら食と農

の魅力創造国際大学校)の関連条例の一部改正ですが、これにセミナーハウスの宿泊料金についての規定がございますが、この料金の設定根拠を教えてくださいませんか。

○原食と農の振興部次長(豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱) NAFICのセミナーハウスについては、まずその使い方として、基本的には食や農に関する学習や体験を目的とした学生やファミリー層の利用を想定しつつ、学術会議等の参加者など幅広い客層の利用を想定しているところです。そういったことで、料金の設定に当たっては、同類の宿泊施設や県内のホテル等、類似施設の料金を勘案しつつ、料金設定を行っています。

○樋口委員 この料金は宿泊施設のグレードに比例するものだと認識しているのですが、1点気になるのは、例えばファミリー層などについては、こういう価格設定で、若干高めめの宿泊施設かと思いますが、運用のメニューの中の一つにアスペンセミナーがあつて、これはエグゼクティブ層を対象にしたセミナーであると認識していますし、国際会議や学術会議もあつて、そういう客層に向けてのグレードを考えたときに、以前も申し上げたと思うのですが、この価格設定で大丈夫なのかを気にしているところです。そういうお客様に対して、このセミナーハウスは別途提供するということなのか、それは別のところで泊まってもらうということなのか、どちらなのでしょう。

○原食と農の振興部次長(豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱) アスペンセミナー等のクラスの宿泊対応をどうするかですが、先ほども言いましたように、宿泊については複数のホテルを参考にしているところです。当然、アスペンセミナーの参加者が宿泊される場所も調べており、そのホテルも今回のリストの中で対象として勘案しているものです。この設定した料金で大体同程度と考えていますので、ぜひともそういう方々にもセミナーハウスを使っただきたいと思います。

○樋口委員 地域的に少し安めで、そこそこのグレードのところに泊まれる地域であるという認識だと思いますので、料金に合わせて、グレードを下げて、そういう方が泊まらないようなことにならないように、ということだけ申し上げておきます。

2点目、議第61号、奈良県食品ロス削減推進計画についてです。この中身を見ますと、市町村の計画策定の促進ということが書かれているのですが、現在、県内市町村で食品ロスに対する取組状況や計画策定などは、どのようになっているか把握されていますか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） 食品ロス削減推進計画の中で、市町村の計画の策定状況についてですが、現時点では、今年度内に計画を策定する市町村はございません。これについては国からも調査があり、我々も一緒に確認をしているところです。なお、本年度この2月議会に上程させていただいていますように、県として計画を策定して、来年度からしっかりと市町村においても計画策定に取り組んでいただきますように、積極的な啓発・推進に努めたいと思っております。

○樋口委員 計画の策定状況は分かりました。取組として何かスタートしている市町村はありますか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） まだ数は少ないですが、二、三の市町村においては、いわゆるフードバンクと連携したフードドライブというものを行われたり、市民への啓発、また飲食店に対して食べ残しをやめるような啓発のチラシを配布されていると把握しています。

○樋口委員 フードバンクやフードドライブなどに関わっておられる団体が、県内に幾つあるかは把握できていますか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） フードバンク活動というくくりでは、フードバンク奈良の1団体があるということで、ほかについては、そういう活動までは至っていないと認識しています。

○樋口委員 これは前回の委員会でも申し上げたのですが、食品ロスの実態の把握が必要ということで、市町村と協力しながらその辺りの調査をしていかないと、なかなか見えてこないところもあるかと思うのです。要は、どれだけの食品ロスが、どういう段階、どこで出てきて、それを消費する場面がどれだけあるのか、そういうニーズがどれだけあるのかということを見ておかないと、突き合わせができない。それが分かってくると、仕組みが考えられるのだろう。今までのこども食堂等への食材提供などが想定されているのですが、ボリュームとしてどれだけのものなのかがよく見えないし、ボリュームが大きかったときに、それを流通に乗せていくときの担い手が、フードバンクについては1団体だけ。それで賄えるのかという話もあって、どれだけの組織を育てないといけないということを考えていかないと、書いてあることが実行できない、推進できないと思います。特に生産段階、食材を生産あるいは食品加工のところでどれだけのロスが出てくるのかとか、流通段階、販売や消費などの各段階でどれだけのものがどういう

状況で出てくるのか。季節的なものがあるのか、定常的にあるのか、そういうところを把握することと、出てくるものをどこで消費するかというのはまた考えどころが違うと思うので、その実態をまずは確認して、それをどう結びつけるかを考えていただきたいと思います。これは計画推進という段階での課題だと思いますので、よろしくお願い致します。

○森山委員 私からも議第47号について質問させていただきたいと思います。前回、建設が決まったので、決まった以上は、にぎわいの拠点となるようにご尽力いただきたいと改めてお願いしたいと思います。その上で、今回のこの宿泊室はツインルーム20室とシングルルーム20室、合計40室ありますが、ホテルにカウントされるのは、この40室全部ではなくて20室ということでよかったのかということと、ホテル1室の料金は先ほどご答弁いただきましたが、シングルルームで大学生が使用する場合の1室1月2万5,800円、それから1室で1泊1,400円という値段設定の根拠は何かということをお尋ねします。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） NAFICセミナーハウスの料金設定ですが、まずホテルの部分は、ツインルーム20室が基本です。なおシェアルーム棟ということで、学生寮等に使う部分が20室シングルでございますが、このうち学生寮が10室で、残りの10室についてはフードクリエイティブ学科でのオーベルジュ棟での夜間研修等のときに週何回か泊まるという設定をしています。それが1,400円という料金設定ですが、空いているときにはその10室について一般利用してもらうことも可能と考えています。それから、寮としての部分の料金設定のことですが、基本的には近隣の桜井市内の同程度の部屋面積、15平米程度と同程度の施設の現在の賃料を調べ、それを参考に設定したものですので、世間並みと申しますか、妥当な金額だと思っています。安いほうの1,400円は、先ほども言いましたように、1泊夜に泊まるだけということで、そのための負担をいただくという考えです。

○森山委員 寮のシングルルームのことですが、確かに調べてみたら桜井市内の賃貸では2万5,000円から3万円ぐらいが大体相場ということでした。でもそれは、ほとんどは新築物件ではなくて中古物件で2万5,000円から3万円ぐらい。普通ワンルームで暮らすのだったら、光熱費や共益費があって、その合計で家賃として支払うようになりますが、そう考えるとこの新築物件で2万5,000円というのは、率直に破格

だと感じます。

もう一つ今のお答えで確認を取りたかったのは、ホテルの部屋数のことでして、今回ツインルームで使用される20室が奈良県全体のホテルの宿泊室数にカウントされるということ、40室ではなくて20室ということによかったですか。ホテルが増える、ホテルの客室数も増えるということは、奈良県にとっても非常に良いことだと考えているのですが、このセミナーハウスのホテルというのは、税で建設されるホテルになりますから、もちろん稼働率を上げて、ホテルとしての営業努力は大切だと思いますが、一方、桜井市内で既に民間で頑張っているホテルの宿泊客を奪うような存在にならないで、むしろ、ほかのお客さんを新たに呼び込んで、そのお客さんを民間に回すぐらいのイメージの存在であってほしいということを思っているのです。その辺、周りと共存できるかどうかは気になっているところです。先週の本会議で小林（誠）議員が奈良まほろば館のことを質問していましたが、収益物件ではないので、利益ばかりを上げるのが目的ではないということは分かっているのですけれども、地域の経済効果に加えて、投資した税もある分はお金で回収するというように、収益というのもしれないでほしいということも強く願うところです。

寮のほうは、志の高い生徒で一日も早く一人前になって頑張りたいという目的があれば、近くに、目の前のこの宿泊施設に泊まる金額が高くても、明日のことを考えて泊まるというような思いで宿泊するのではないかと思います。今回、別に提案されている、吉野で今度開校されるフォレスターアカデミーの話も聞きましたが、その生徒は自分で通う。山の中に入ったり、機械を持って疲れたりして帰りにくくなったときには、近くの空き家バンクを借りたり、そこで住まいを自分で探していく。それに対して若干のサポートがあると聞いていますが、志が高かったらやはりそういうように自分で探して、高くても泊まるものではないかと思えます。もう一度確認したいのですが、その宿泊室の料金設定というのは、そういう辺りのことを考慮されているのか。ホテルとしては今後指定管理で運営されていくということですが、その使用料金が妥当かどうかは、これから毎年検証されていくことになっているのか。寮においては、先ほど言いましたが、2万5,000円から3万円が相場として、共益費や光熱費などが加わると5万円ぐらいではないかと思うのです。この利用料金は部屋を借りるだけの料金は決まっていますが、それ以外の費用も含めて、市場相場並みというか、5万円ぐらいの設定をするべきではないかと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） まず寮の料金のことですが、NAFICについては、現在でも13名が橿原市内や桜井市内でアパート等を借りて通学している状況がございます。また、今まで奈良県内では生駒、宇陀、吉野のような遠方から苦勞して通っている学生もいますし、またフードクリエイティブ学科では全国から奈良で食の道を目指したいということでやって来てくれている学生もいまして、そういった中でより良い学生に来ていただくという観点から、寮があったほうがいいので、推進しているところです。

なお、料金が安い、基本的には新築物件だから、もう少し高いほうがいいのではないかというご指摘ですが、桜井駅前からはかなり離れている、学校とは近いのですが、その他のいろいろな生活においてはかなり不便な立地でございますので、そこは駅前のところや、少し古いもの、新しいものもあると思うのですけれども、同等というところで検討したところです。なお、当然公の施設としての料金設定ですので、光熱水費等は含まれていません。これは別途学生に負担を求めていくことを想定しています。

○森山委員 なぜこの値段にこだわっているのかと思っておられるか分からないのですが、前回、私は議案に反対したのですけれども、それはやはりコロナ禍ということで、通常ではなく、非常時だからということも大きな理由の一つです。今日、ちょうどたま新聞を見たら、オリンピックの聖火ランナーの件が載っていました。4月11日、12日に奈良県内を走るということで、思い出したのが、2月ぐらいに島根県知事が聖火ランナーを辞退するような話が出たことがあったのですが、あれはいろいろ大きく取り上げられました。島根県知事が言っていることというのは非常によく分かったのですが、緊急事態宣言で協力金や支援金が出ている地域とそうでない地域に分かれて、島根県はもらっていなかった。もらっていない間に、事業者や県民の方を支えようと思っただけでも支えられない。その間にニュースでは島根県庁の近くの繁華街の個人事業主の店が100件ぐらいもう閉まってしまったけれども守ってあげられず、非常に苦しい思いをしていたということだったのですが、奈良県もよく似ていて、緊急事態宣言の対象自治体ではなかったのですが、大阪ではその影響を受けて、一定の支援金はあるけれども奈良県はない。その中で、何とか自分の店を守っていくので、資金繰りをしながら必死に耐えている事業者の人たちも、橿原市内にもたくさんいるわけです。そういう人たちが、今回のこの予算のつけ方を見たら、奈良県は頑張っていると素直に思ってくれるのかと率直に思うのです。やはりそういう人たちから見ても、奈良県の今後の観光

振興のためにこの投資は必要だと思うぐらいの内容設定になっているかということ、どうもそうならないと強く思うので、前回は反対したのです。繰り返しますけれども、人口減少地域の地域振興はとても大切で、新しいことにもチャレンジしていかなければいけないということもよく分かっていますが、私のこの心配がやがて余計な心配だったと思ってもらえるような運営をしてもらうことを強くお願いしたいと思います。その辺り、何か思うことがあればお聞かせいただきたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） エールだと思ってしっかり頑張りたいと思っています。確かにセミナーハウスの目的は、先ほども述べましたが、食や農の新しい学習や体験を目的に来ていただくということは、新たな宿泊需要が一つ生まれるということと、近隣の飛鳥・藤原の宮都の世界遺産登録もございまして、新たな観光客を受け入れるということで、県としても宿泊施設の室数を増やそうとして、県全体としてやっていますので、そういったことの一翼を中南和の拠点として担うという大きな位置づけがあると理解しています。そういうことで、近隣の宿泊施設とも一緒になって、観光客の宿泊需要に対応できるように頑張っていけたらと思っています。

○太田委員 先ほど来、議第47号のNAFICのセミナーハウスについての質問がございまして、この利用料金の設定の考え方については、先ほどのご説明の中で私なりに理解をさせていただきました。こういう料金設定で指定管理ということで、令和4年から運営していくに当たりまして、実際にこれを運営していくための稼働率や、ランニングコストなどはどれぐらいを想定されているのかについてまずお伺いしたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） セミナーハウスの稼働をどう考えていくかですが、まず基本的に、一応メインになりますのが宿泊施設となります。こちらについては、稼働率は宿泊旅行統計調査という観光庁から出ている数字がございまして、こちらを基本的に参考にしつつ、当然繁忙期と閑散期がありますが、閑散期では36%ぐらい、繁忙期ですと51%ぐらいという数字を参考にしながら考えていきたいと思っています。あと最初に経費のお話がありましたが、全体経費についても今精査中でして、当然清掃や管理運営する人件費も含めて経費がかかってまいります。それと先ほどから議論いただいた料金での収入もございまして、そういうのを差し引きして、指定管理料の適正な額を定めていきたいと今検討しているところです。

○太田委員 今回セミナーハウスをつくるに当たり、一つおっしゃっていたのは、このBCC（バスク・カリナリー・センター）との提携ということで、ここでシェフが来たり、特別講義を開催するとか、県内の料理人向けのデモンストレーションなどにもセミナーハウスが使われると思っていますが、コロナ禍ですけれども、具体的にどのような形で今後進められようとしているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） NAFICとBCCとの連携の今後の進め方ですが、まずBCCはスペインのバスク州にある料理を専門とした大学でして、4年制の学校です。こちらと本年度中に協定を結んで交流事業を行う予定でしたが、今おっしゃったようにコロナ禍で渡航、行き来もできませんので、来年度に延期しようということで合意しています。また来年度も今のところ不透明ですので、新型コロナウイルスの情勢を見極めながら、締結そして交流事業、例えばBCCのトップクラスのシェフとして活躍されている教員に来ていただいて、NAFICの学生や県内の料理人などに学んでいただく場をつくりたいと考えています。

○太田委員 実際に寮として使われるのはもう少し先の話ですが、実際に来年度入学される方というのは、何人いらっしゃるのですか。この間ずっと定員割れが続いていたのですが、教えていただけますでしょうか。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） NAFICの来年度の入学者ですが、フードクリエイティブ学科はおっしゃったようにずっと定員割れで、ご心配をおかけしているところですが、ようやく20名の定員を達成し、20名の入学を予定しているところです。

○太田委員 本当にご努力いただきました。この間、定員割れが続いていたということです。もう一つの問題は、途中で辞められる方もこの間いらっしゃったということで、ご指摘もさせていただいたのですが、現在、20人が通って定員を集めていただいた。実際21人の方が試験を受けられたということをお聞きしたのですが、そういう形で生徒を集められるということです。森山委員もおっしゃったのですが、このコロナ禍の中で、私たちのところにも農業を何とかしてほしいという声もある中で、このセミナーハウスの建設についてはどうかということで反対させていただいた経緯がございます。生徒はしっかりと集めていただきたいところですが、この議第47号については、私たちとしては、これまでの経緯から認められないということでお伝えさせていただきたいと

思います。

議第21号、奈良県手数料条例等の一部改正の内容について、少しご説明いただきたいと思います。

○大西産業振興総合センター所長 今回、私ども産業振興総合センターの手数料条例の改正をお願いしています。こちらはセンターで行う依頼試験について、企業から試験手数料を頂戴して、部品などの性能評価や材料の分析・測定を行い、試験結果などを発行させていただいています。手数料の額の算出については、依頼試験に使用する設備機器の費用や薬品などの消耗品費、あるいは試験時間に要した人件費のコストなどを積算して、受益者負担に相当する金額を条例で定めています。現在61種類の試験分析手数料として定めているところです。これらの手数料につきましては定期的に改正を行うこととしており、今回改正に当たりましても、先ほどの積算の結果、現行料金とほぼ変わらないものについては据え置きさせていただくこととしています。なお増額の改訂を行う手数料については、前回の改訂から一定期間経過していますので、その間に試験機器の更新や、研究員の人件費の増加等もございまして、試験実施にかかる費用の増加が生じるもので、今回21種類の手数料について改正をお願いしているところです。

○太田委員 主な理由としては、機器の入替えや人件費によるものだということが了解させていただきました。この検査については、コロナ禍ですので、年間の推移が落ち込んでいる部分もございしますが、コロナ禍での検査の状況と、これからまた新たな料金設定の下で検査を進めていくということですが、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

○大西産業振興総合センター所長 現在コロナ禍で、県内の非常に多くの企業の皆様方の生産活動に影響が出ている中ですが、当センターで実施している依頼試験の利用状況を見ますと、令和2年度4月から1月末現在までで、536件の依頼件数がございました。ちなみに、令和元年度の同時期の実績は664件ということで、128件の減少があり、対前年同期比では80.7%の利用状況です。ただ、この減少の要因は、一つはコロナ禍の中で、当センターにおいて昨年4月、5月の緊急事態宣言の間は、特に新規の依頼試験の受付は休止をさせていただいていました。また全体的に、もちろんコロナ禍の影響により、企業からの依頼の利用状況も多少減少が見られたところですが、一方で、社会情勢の変化、ニーズの多様化、あるいは新たな生活様式に対応するため、新技術や新製品の研究開発などの研究部分については、足を止めることなく継続して積

極的に取り組まれていこうとする企業もたくさんございまして、件数でも一定件数利用申込みもございまして、今回改正させていただければと考えています。

○太田委員 この検査の内容について、先ほどご説明がございましたが、頂いた資料を見ますと、繊維など私の近くの地域でも製造業を頑張っているところがありますし、先日、小泉議員からも奈良県議会がん対策推進議員連盟で、がんの手術をした人が周りを気にせずに入浴できるように開発された専用の肌着などを、これから奈良県で売り出していこうという話がありました。これがこの検査を通過しているかどうかは存じていないのですが、やはり検査して、それが製品となって、消費者に届けてそれを製品として売り出していくのかということについては、いろいろなご要望もありますので、また折を見て求めていきたいと思えます。

最後に、議第60号、奈良県豊かな食と農の振興計画の策定についてです。10ページの学校給食における地産地消の状況については、以前にも取り上げさせていただいたのですが、小学校の保護者の方々などが、地産地消の学校給食を求めておられまして、県としてもそれに向けて取り組んでいくということで、この奈良県豊かな食と農の振興計画ではさらっと触れられていますけれども、今後の取組などについてももう少し教えていただきたいと思えます。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） まず、学校給食での地場産品の活用については、県としての重要な課題ということで、学校関係、教育委員会や学校給食会など関係者が一体となって取り組んできています。例えば、県内の学校給食で提供されるご飯は全て奈良県産の米でまかなうなど県産食材の活用が進んでいる状況です。当部の取組としては、しっかりと学校給食関係者に県産農産物を知っていただくという意味で、調理の講習会、産地見学会、また奈良の食を情報紙でお伝えするなどの情報発信に努めているところです。また、県や、先ほど言いました県教育委員会、市町村、そしてJAならけんなどの関係者で構成する地域連絡会を立ち上げています。現在、県内4か所で立ち上げており、そういったメンバーで地域の学校給食の関係者や生産者と情報共有を図って、どうすれば地産地消の給食が普及していくかについて検討して進めているところです。そういったことで、先ほど言われた奈良県豊かな食と農の振興計画の10ページにも載せていますが、地場産物の使用割合が平成28年の19%から令和2年には26.5%まで上昇している状況です。なお今後については、地域連絡会において、学校給食関係の情報共有をさらに図るととも

に、給食現場へフードコーディネーターを派遣したり、加工品を作る支援を行うなど県産食材を使ったメニューの開発について支援するという形で、さらなる推進を図りたいと考えているところです。

○太田委員 奈良県全体の農業産出額が減っている中で、せめて学校給食でできるだけ県産食材を使っていこうという取組は大いに進めていきたいと思っておりますし、そのことが奈良県の農業の底上げにもつながってくるかと思っています。今回、このお話をいろいろ聞かせていただく中で、例えばお米の場合は、当然奈良県産のヒノヒカリを活用されているということですが、一方で例えばパンだったら、小麦は海外産だけれども、県内のパン工場で作ったものは県産食材としてカウントされるということで、本当に奈良県の食材が使われているのかといった問題や、これを算出するに当たって、各学校へのアンケートなどにも取り組まれていると思うのですが、いろいろ漏れ聞くところによると、ここに瞬間最大風速という形で設定するなどのことも聞こえたりします。抜き打ちでやれとか、徹底的に調べろとか、そういうことを言うつもりはないのですが、やはりまずは本当に県産の食材を奈良県の学校給食の中で普及していくための取組を進めていただくことが、やはり県内の農産物を大きく底上げしていくことにつながっていくと思っておりますので、そういう観点からもぜひこの取組については推進していただきたいと思っておりますし、終わらせていただきます。

○小泉委員長 ほかになければ、付託議案についての質疑を終わりたいと思っております。

続いて付託議案についての委員の意見を求めますので、ご発言をお願いいたします。

○樋口委員 自由民主党といたしましては、付託議案について全て賛成をいたします。

○川口（延）委員 自民党絆といたしましても付託されました全ての議案に賛成をいたします。

○森山委員 新政ならといたしましても、今回付託された議案に対して賛成をいたします。

○太田委員 日本共産党といたしましては、議第47号だけ、先ほど理由を申し上げさせていただきましたが、反対をさせていただいて、あとは賛成でございます。

○中川委員 日本維新の会といたしましても、今回付託されております議案全てに賛成いたします。

○和田副委員長 創生奈良として、賛成いたします。

○小泉委員長 それではただいまより付託を受けました議案について採決を行いたいと

思います。

まず令和3年度議案、議第47号について、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたしたいと思います。議第47号について原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。よって本案は原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小泉委員長 それではお諮りいたします。令和3年度議案、議第17号中、当委員会所管分、議第21号中、当委員会所管分、議第46号及び議第58号から議第61号並びに令和2年度議案、第109号については原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小泉委員長 ご異議がないものと認めます。よってただいまの議案8件につきましては、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてでございますけれども、令和2年度議案、報第36号中、当委員会所管分については理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。水循環・森林・景観環境部長から奈良県環境総合計画(2021-2025)(案)について、産業・観光・雇用振興部長から産業振興総合センター第二期中期研究開発方針(案)の策定について、観光局長から奈良県観光総合戦略(案)について、食と農の振興部長から奈良県における高病原性鳥インフルエンザへの対応ほか3件について、報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告願います。なお理事者におかれましては着座にてご報告を願いたいと思います。

○拵田水循環・森林・景観環境部長 奈良県環境総合計画の案についてのご報告です。

この計画案については、昨年12月の経済労働委員会で説明させていただきました。その後12月22日から1月20日までの間でパブリックコメントをさせていただき、

30件のご意見などを頂いています。ご意見等の内容ですが、脱炭素社会の構築あるいは循環型社会の構築に関するもので、例えば再生可能エネルギーの導入促進、二酸化炭素吸収源の整備である森林環境管理の推進、プラスチックごみ対策などについて積極的かつ実効性のある取組を進めてほしいといった内容のものが多くございました。これらをこれからの事業実施の参考にさせていただきたいと思っています。

今回お示ししている案につきましては、昨年12月の案から大きな変更はございませんが、骨子案、「3. 基本理念」の最後のところで、温室効果ガスの排出を実質ゼロとする目標年について、12月時点の案ではパリ協定が目標とする今世紀後半としていましたが、それを2050年までとしまして、年次のほうを明確に示すこととしています。この計画案については、令和2年2月に県の環境審議会に諮問をしており、今年の2月10日付で当審議会会長から知事宛てに答申を頂いています。

それでは報告1-1、計画骨子案で簡潔に説明させていただきたいと思います。1枚目、「1. 計画の位置づけ」、「2. 計画の期間」ですが、この計画は奈良県環境基本条例に基づき、県の環境施策の中長期的に取り組む指針として、令和3年度から令和7年度の5か年計画として策定するものです。「3. 基本理念」ですが、「豊かな自然と歴史との共生、美しい景観と持続可能なくらしの創生」を目標として、愛着と誇りの持てる「きれいに暮らす奈良県スタイル」の構築・定着、それと2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロにする脱炭素社会の構築を目指すこととしています。その理念、環境像の実現に向けまして、「1. 森林環境の維持向上」から「8. 人づくり・地域づくりの推進」まで、8本の柱で施策を掲げています。

2枚目、この8本柱の施策ごとの体系、小施策を整理し、取りまとめています。

最後の計画の進行管理ですが、3枚目、4枚目に現況・目標値を評価指標として上げています。これらの指標の下に各施策・事業についてPDCAサイクルによって進行管理を行い、その成果を市町村関係機関等と情報共有しながら、県環境審議会はじめ各分野における協議会等において評価・検討するとともに、広く県民への情報発信に努めてまいります。

この計画案ですが、本議会閉会後の3月末までに公表する予定としています。

○谷垣産業・観光・雇用振興部長 それでは産業振興総合センターの第二期中期研究開発方針（案）につきましてご報告申し上げます。

資料1ページ、第一期の中期研究開発方針の結果報告です。第一期の中期研究開発方

針では、平成28年度から令和2年度までの5か年を実施期間として、5つの基本方針に沿って進めてまいりました。その中で、17個を重点研究テーマとして設定しています。例えば、肝臓の働きを促進するとされるオルニチンという成分を含んだお酒、あるいは半導体基板を研磨する装置に用いる今までよりも10倍の耐久性を持った部品などについて、商品化、実用化を図ったところです。6つのところに「商品化」、「実用化」と書いているものです。その他、論文発表、研究報告あるいは特許、意匠出願などを進めてきたところです。

次に、資料2ページ、第一期中期研究開発方針に引き続き、令和3年度から第二期中期研究開発方針を定めたいと考えています。その策定に当たり、ポイントになる部分をまとめています。第二期の方針では、センターの役割を整理して、研究開発の2本柱の構築により、取り組むべき分野を明確化させたいと考えています。具体的には基本方針として、「奈良にキラリと光るグローバルニッチトップ企業を！」をモットーに、研究開発に取り組んでいきたいと思っています。またスピードアップする技術革新や、めまぐるしい社会環境の変化に柔軟に対応できるよう、今回の計画の期間を令和3年から令和5年までの3年間ということで、短縮化を図ることとしました。また研究分野の選択と集中を図るという観点で、ミッション型研究開発とサポート型研究開発の2つの柱で進めることとしています。ミッション型研究開発では、社会情勢や技術動向に基づいて、センター自らが独自に先導的な研究領域を設定して、研究開発を進めることにより、グローバルニッチトップ企業の創出につなげてまいりたいと考えています。サポート型研究開発のほうは、県内企業の技術課題あるいは研究ニーズに対応した研究領域を設定しまして、共同研究を通じて県内企業での実用化あるいは製品化を加速的に進めてまいりたいと考えています。加えて、研究開発の実施に当たっては、企業や大学等との連携を図るオープンイノベーションを推進していく所存です。

資料3ページ、先ほど申し上げた見直しのポイントを踏まえて策定する第二期中期研究開発方針（案）の概要です。研究開発の具体的な取組については、「第3 研究開発の取組」で、「3-1. ミッション型研究開発」では、ものづくりのデジタル化への対応を踏まえた「ITを活用したものづくりの自動化・省力化」に関する研究、それと奈良県の地域特性を生かした「地域資源を活用した健康維持・増進食品」の研究の2つのテーマについて取り組むたいと考えています。

次に「3-2. サポート型研究開発」では、企業の研究ニーズに合わせ、機能性材料、

環境材料の開発や、加工技術の高度化、生活関連分野の製品開発に関する研究の4つのテーマについて進めていきたいと考えています。

産業振興総合センターでは、第二期中期研究開発方針に基づいて、社会の変化に柔軟に対応しながら今後とも県内企業の技術力向上を支えるための研究開発を実施していきたいと考えています。

第二期中期研究開発方針（案）については、議会終了後3月末までに内容を固め、公表したいと考えています。なお研究開発方針（案）の本体を併せて添付させていただいているので、お目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

○土屋観光局長 奈良県観光総合戦略（案）の概要についてご報告申し上げます。

策定についてですが、まず、本戦略の経緯についてご説明申し上げます。当初、インバウンドを主たるターゲットとして、インバウンド観光戦略20年ビジョンとして、長期的な戦略を策定する方向で検討を進めてまいりました。その骨子を令和元年6月議会の際所管委員会にお示したところですが、その後新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、インバウンドが急減する、あるいは近隣観光に注目が集まるといった状況変化がございました。そのためインバウンドに特化するのではなく、国内観光も含め、総合的な観光戦略を策定するという方向にして取りまとめた概要です。

こういった分野の戦略はこれまでになかったところで、新たに策定するものですが、その考え方として、将来的にリニア中央新幹線の奈良市附近駅の設置が見込まれるということを踏まえ、本県へのアクセスが大きな改善が図られることを念頭に、その際に観光地として理想的な姿になっているということを狙いとした長期戦略です。2章構成としており、第1章は長期的な本県観光が目指す姿を整理し、第2章では当面5年間で行う取組を整理しております。

まず第1章、本県観光に係る主な課題をまず大きく4つにまとめております。1ページ目の左側、1点目に、経済の活性化に向けて宿泊を伴う周遊滞在型観光を促進することが必要であること。2点目として、観光客が訪れたいくなるような魅力の磨き上げが必要であり、歴史文化資源に加え、バラエティ豊かな観光地にしていくことが必要であること。3点目として、快適な旅行に必要な受入環境整備をさらに進めること、また安心・安全な観光、持続可能な観光への配慮が必要であること。4点目として、その土台として事業者や行政などがそれぞれ役割を認識して取り組んでいくことが必要だということ、これらをまとめています。

これらの課題をクリアして、長期的に目指す姿を右側にまとめています。まず観光振興に向けてということで、取組の前提の認識として、観光地として魅力を感じてもらい、評価され、再訪していただくためには、事業者、行政などの各主体が自ら行うべき役割をしっかりと果たすという心構えが必要だということを整理しています。

その上で長期的に目指す姿として、3つの奈良を掲げております。

1つ目が、「ここにしかない魅力であふれる観光地・奈良」です。自然・歴史・文化資源の保存・活用を通じ、歴史を感じることはもちろんのこと、持続可能な社会の在り方を学べる奈良にしたい、あるいは観光客が幅広く楽しみ、癒やされる奈良にしたい、魅力的なイベントや体験メニューを楽しめる奈良を実現したいといったようなことを目指したいと考えています。

2つ目が「いつ来ても快適な観光地・奈良」として、ハード面でも受入環境が整う奈良を目指すということで、宿泊施設の質・量の充実、周遊拠点としての確立、景観が整備された心地よい空間、また円滑な県内アクセスといったようなものを目指したいと考えています。

3つ目が、「選ばれる観光地・奈良」として、これまでの2つの奈良を実現した上で、外へ魅力を発信して、国際的にもブランド力を確立・認知していただく、リピーターとして訪れていただく、こういった奈良を目指したいと考えています。

これらを通じまして、「世界中に名を馳せる観光地・奈良」になりたいということが大きな目標です。

2ページ、第2章は、第1章でご説明した長期的な目指す姿に向けまして、向こう5年間で取り組む施策を整理しています。まず策定に当たって、重視する観点として、各実施主体が積極・主体的な取組を行うこと、またウィズコロナ・アフターコロナに留意をすることを踏まえて策定しています。その内容ですが、施策の柱というところで、なりたい3つの奈良に対応する形で、向こう5年間「A」で始まる8つの項目に取り組むという整理をしております。

「(1) 観光振興の土台づくり」は、取組の共通事項として、各主体の積極的な参画を実現すること、観光に関するデータの質と量を充実させ、効果的な施策の推進を図っていくこと、また安心・安全な観光地づくりに向けた衛生管理体制の取組を強化していくことなどにより、土台づくりをしたいと考えています。

(2) から (4) が、「ここにしかない魅力であふれる観光地・奈良」を目指す取組

です。(2)のとおり、自然・歴史・文化資源を活用して、それを深めていく、あるいは奈良公園・平城宮跡周辺のさらなる向上を図っていく、そういったことを考えています。また「(3)楽しむ」として、県内イベント・体験メニューの充実、魅力的な奈良の産品をはじめとする買い物の魅力向上に取り組んでまいります。「(4)食の魅力」として、食を目的に観光に来ていただけるような振興策を図っていきたいと考えています。

(5)から(7)の3項目が「いつ来ても快適な観光地・奈良」を目指す取組に関連するものです。「(5)の宿泊施設の質と量」を充実させるとともに、(6)のとおり、滞在環境の快適性を向上させるために、新しい生活様式に適合した安心・安全の確立などの受入環境整備、安心して来ていただける環境づくり、また景観・環境づくりなどにも取り組んでいきたいと考えています。「(7)便利な交通・道路体系」として、公共交通などによる移動を円滑にできること、また快適性の向上、利用環境の整備等の推進を図っていきたいと考えています。

最後に、「選ばれる観光地・奈良」に関する取組としまして、「(8)プロモーションの強化」を挙げています。県民向け、国内向け、海外向け、それぞれターゲットを絞った形で効果的にプロモーションを実施していくとともに、MICEの誘致強化、関係機関との連携強化を図っていきたいと考えています。

これらが概要の柱立てでして、総合戦略の本文において、各項目ごとに5年後を目指す姿、そして県の取組例を詳細に記載したところです。主な成果指標として、観光消費額、延べ宿泊者数、観光入込客数など、5年後の幾つかの指標を設けて評価をしていきたいと考えています。

今後のスケジュールですが、この2月議会で概要をご説明させていただいた後、今回頂くご意見あるいはパブリックコメントでのご意見などを踏まえ、修正・反映して、次回6月議会において議案としてご審議いただければと思っています。

3ページ、先ほどご説明した8項目の内容を戦略の柱立てに沿って体系的にもう一度お示ししたものです。説明は割愛させていただきます。

○杉山食と農の振興部長 食と農の振興部の関係で4件ご説明申し上げます。

1点目、報告事項1の資料、奈良県における高病原性鳥インフルエンザの対応についてです。

ちょうど前回の経済労働委員会が12月10日でした、五條市の事案について対応さ

せていただいている途中でご報告を申し上げますが、その後発生した御所市の事案と併せて、簡潔に状況をご説明申し上げます。

まず五條市の事案ですが、12月6日に採卵鶏の7万7,000羽の農家で発生しました。12月16日には全ての殺処分した鳥を、県内の市町のご協力をいただいて、県内5か所のクリーンセンターで焼却処分を行いました。その後、安全性・清浄性が確認されたことから、1月2日に、全ての制限を解除したという状況でございます。

御所市については、1月21日に、あひる2,000羽を飼っている農家で、こちらでは直近に千葉県からひなを導入していて、そちらの千葉県の農場で陽性が発生したということで、その際導入していた205羽のひなについて殺処分を行い対応したということで、こちらについても2月5日に全ての確認を終えて移動制限を解除したという状況です。

防疫体制については、県内49戸農家がございますが、消毒用の消石灰を、12月には緊急ということで2回、その後も3回配付して対応しているという状況と、他府県で発生が継続していますので、その都度農家への確認を行い、衛生管理の徹底の注意喚起を行っているという状況です。奈良県飼養衛生管理指導等計画については、次にご説明申し上げますが、計画を策定して、今後計画的に農家に対する指導・助言に取り組んでいくこととしています。

農家への支援策ですが、殺処分を行った疑似患畜等については、法に基づく補償ということで、手当金の支給を行うことになっています。また発生農家については、経営再開、また、移動制限等を受けた農家に対しては経営継続ということで、資金が必要な場合借入れを行うことについて、利子補給を、県と該当市、そして融資機関であるJAが協力しながら、実質利子なしという形での支援を行うことにしています。引き続き、防疫の徹底に取り組んでいくということで進めてまいりたいと考えています。

続きまして、報告事項2の資料、奈良県飼養衛生管理指導等計画の策定について（案）です。

この計画は昨年4月に改正された家畜伝染病予防法に基づき策定するものです。資料左側に策定の経緯を記載していますが、法改正のきっかけとなったのは平成30年9月、国内で26年ぶりとなる豚熱、当時豚コレラと呼んでいましたが、その発生があり、現在まで11県62農場に拡大しており、直近では年明け1月にお隣の和歌山県で発生したという状況がございます。

国の原因調査によると、農場にウイルスを持つ可能性のある小動物が侵入できる隙間があるということ、また畜舎に出入りする際に消毒が不十分であること等が指摘されているところです。また今年度猛威を振るっている鳥インフルエンザの原因調査においても同様の指摘がなされています。このことから、国では家畜の所有者が最低限守るべき基準である飼養衛生管理基準の理解の促進と徹底、そしてそれを指導する都道府県の指導体制の整備等を規定する内容の法改正が行われたところです。

法改正の概要については右側に記載していますが、国においては飼養衛生管理指導等指針を定め、それを受けて各都道府県が飼養衛生管理指導等計画を策定することとなったところです。

県の飼養衛生管理指導等計画（案）の概要です。計画案は6つの章で構成をしており、章ごとに内容を簡潔にご説明申し上げます。

第一章では、家畜伝染病の発生が増加し、衛生管理のさらなる徹底が求められることから、指導等の実施に関する基本的な方向について記載をしています。

第二章では、家畜伝染病の発生を監視するため、疾病ごとに具体的な調査方法を定めることとしています。

第三章では、感染源の一つとされる野生動物の侵入防止策等、県が重点的に確認・指導する項目を定め、計画期間の3年間で県内全ての農場で指導を行うということを定めています。

第四章では、家畜の所有者またはその組織する団体が行う自主的措置の活性化として、管理責任者である畜産農家が自助・共助の考え方の下、生産者団体等と連携をして、家畜伝染病の防止をするための活動に取り組むことが重要ですので、県はその取組を支援していくということを記載しています。

第五章では、県が計画的な指導を行い、万が一家畜伝染病が発生した場合に迅速な対応ができるよう、必要な家畜防疫員、獣医師ですが、その確保を図ること、また農場の飼養管理レベルを向上させるために管理者を対象とした研修を行うこと等を記載しています。

第六章では、近隣の自治体や関係団体が家畜伝染病のまん延防止の共通認識を持つため、様々な機会を通じて情報共有を図ること等を記載をしています。

当計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3か年で、必要に応じて見直すこととします。本年4月より、この計画に従い家畜伝染病の発生を予防し、発生した場合にお

いても速やかにまん延防止を図るため、農家の方々に必要な指導・助言を行っていくこととしています。

続きまして、報告事項3の資料、「奈良県中央卸売市場再整備基本計画」実施プラン概要（案）です。

本実施プラン案は、令和元年9月に策定した奈良県中央卸売市場再整備基本計画に基づいて、再整備を着実に推進するため、市場区域全体の土地利用計画や整備手法、整備スケジュールなどを提示したものです。特に先行整備を行う市場エリア（B t o B）について、具体的な手続等を整理しています。

基本計画策定後の全体検討については、基本計画の策定後、場内事業者との意見交換や民間企業等からの聞き取りも踏まえ、「（1）中央卸売市場再整備において最重視する事項」として、5点を押さえています。まず、「①再整備期間中における市場機能の継続」で、市場を運営しながらの整備となることから、業務への支障を最小限に抑える視点です。「②再整備期間中の仮設施設の最小化」は、工期の短縮、経費の抑制の面から、仮設建物を最小限に抑える視点でして、具体には巨額の仮設経費を要する冷蔵庫棟の仮設を不要とする視点です。「③青果市場と水産市場の同時開業」は、市場事業者からの強い要望があり、青果市場と水産市場を同時に開業する視点でございます。4点目と5点目は同様の趣旨ですが、賑わいエリア（B t o C）の整備について、コロナ禍における民間の投資意欲の減退もあり、国道25号に隣接していないと民間事業者の参入が期待できないとの視点です。

これらの視点を踏まえ、「（2）中央卸売市場再整備のゾーニング（案）の検討」に、土地利用計画（案）を基本計画と実施プランで対比して記載していますが、「ゾーニング配棟」の欄をご覧くださいますと、基本計画では、B t o BとB t o Cは左右南北に配置されていますが、右の図、実施プラン案では上下東西に配置しています。これが最も大きな変更点です。

「スケジュール」では、仮設工事などの準備期間が短縮できることにより、基本計画では50か月の工期に対して、実施プラン案では工期が39か月となり、B t o B、B t o C共に開業時期が約1年間前倒しできることとなります。

また、「民間事業者参画評価」では、国道25号からB t o C施設へアクセスができるため、民間企業が参入しやすい土地利用計画となっています。

「再整備期間中の機能継続」については、冷蔵庫棟の仮設などが不要となることから、

事業費節減や市場事業者の負担軽減を図ることができるものとなっています。

2 ページ、「3. 奈良県中央卸売市場の土地利用計画（案）」です。先ほどご説明させていただいたとおり、基本計画の施設配置に比べ、実施プランによる配置案は有利な点が多いことから、「（1）実施プランによる土地利用計画図（案）について」のように、B t o Bを敷地の西側、B t o Cを東側に配置して整備を進めたいと考えています。また、「（2）中央卸売市場周辺の地区計画の策定」ですが、基本計画のコンセプトに基づき、市場とその周辺地区の一体的なまちづくりを推進するため、大和郡山市と連携をし、高度地区の緩和を含む地区計画策定について協議をしているところです。次に、「（3）整備スケジュール（予定）」ですが、B t o Bの整備を先行して、令和7年度中に開業し、B t o Cについては令和10年度中に開業を予定しているところです。

「4. 市場エリア（B t o B）の整備について」は、「（1）市場エリアの機能と規模」に記載のとおり、基本計画の施設整備のコンセプトに基づき、全体としてコンパクト化を図った計画としています。次に「（2）市場エリア（B t o B）の整備方式」ですが、卸売市場の運営の特殊性を踏まえ、運營業務を含まないB T方式の採用を想定しています。これは民間事業者が建築した後に所有者を公共側、県に移転をするP F I方式の一つであり、設計と施工を一体発注することにより工期が短縮できるなどのメリットがございます。次に（3）事業者選定スケジュールでございます。10月に入札説明書を公表し、令和4年1月に入札、3月に落札者の決定という流れで進めていきたいと考えているところでございます。次に（4）工事のローリング計画案でございますが、市場機能を継続しながら現在の敷地内で工事を実施することになるため、幾つかステップを記載してございますが、建物の仮設と移転、取り壊しを繰り返しながらの工事となりますので、安全に配慮した計画を検討しているところでございます。（5）の整備事業費ですが、B t o Bについて概算事業費でございますが約270億円、うち市場棟の建設費が約200億円の想定をしているところでございます。

3 ページ、「5. 賑わい創出（B t o C）エリアの整備方針の検討」についてですが、B t o Cは卸売市場の付帯施設としてB t o Bと連携した賑わいの創出を目的として整備します。賑わいエリアのイメージを記載していますので、ご参照いただければと思います。次に「（2）賑わいエリア（B t o C）の整備のための課題」として、③、整備手法の検討がございます。B t o Cエリア全体を一括で募集する方式、施設ごとに募集をする方式と、今後検討を進めていく必要がございます。資料にB t o Bエリアの整備

イメージ、また市場の全体イメージがございますので、こちらをご参照いただければと思います。

実施プランの概要については以上です。

続きまして報告事項4の資料、奈良県有機農業推進計画の改訂案（概要版）です。

まず計画策定の背景、位置づけですが、計画は国の有機農業の推進に関する法律及び有機農業の推進に関する基本方針を踏まえ、平成21年3月に策定し、直近では平成27年3月に改訂しました。今回、令和2年4月に国の基本方針が改訂され、また直近改訂から5年を経過したことから、今回改訂を行うものです。

計画の概要ですが、「第一 本県における有機農業の現状」について記載していますが、2020年農林業センサスによりますと、有機農業に取り組んでいる経営体数は687経営体で、全経営体の約6%となっています。有機農業は環境負荷が少なく、SDGsの達成にも大きく貢献し、消費者をはじめ社会的な期待も大きいことから、2026年までに700経営体とすることを目標としたいと考えているところです。

「第二 有機農業等施策の方針と具体的な推進事項」について記載していますが、この目標を達成するため、「1 生産の取組拡大」、「2 有機農産物の販売促進」と、「3 消費者の理解の増進」の3つの柱で整理しています。

まず1つ目の生産の取組拡大は、「①人材の育成」、「②集中的な生産振興」、「③技術開発と普及の推進」、「④産地づくりの推進」を掲げています。とりわけ、有機農業は農薬を極力使用しないことから、栽培に手間がかかりますので、スマート農業を活用し、効率化・省力化をすること。また産地づくりでは昨年12月に宇陀市伊那佐東部地区を特定農業振興ゾーンとして指定しましたが、特定農業振興ゾーンの制度を活用し、有機農業に意欲のある産地を重点的に支援したいと考えています。

次に2つ目の販売促進では、「①販売機会の多様化と実需者ニーズに即した広域流通」、「②地産地消の推進」を進めたいと考えています。特に「流通業者とのマッチングによる販売機会増加を推進」と記載していますが、現在再整備を進めている中央卸売市場のブランド化の戦略として、有機野菜の流通拠点を目指したいと考えており、産地の川上と販売店・消費者の川下をうまく結びつけることで販売促進を進めたいと考えています。

3つ目として、消費者の理解の増進を図るために、積極的に情報発信に取り組みたいと考えています。

今後の予定ですが、本日当委員会でのご意見も踏まえて、パブリックコメントを実施し、令和3年度の6月議会で提案させていただきたいと考えています。

○小泉委員長 ちょうど1時間半になりますので、10分間休憩したいと思います。

14:33分 休憩

14:46分 再開

○小泉委員長 ご発言をお願いいたします。

○中川委員 最初に観光局所管の事項について質問したいと考えています。先ほどご報告のございました奈良県観光総合戦略についてです。こちらの内容を見ておきますと、非常にたくさんの部局や課にわたる内容がございますので、実際のところ横串を差してしっかりと調整していく必要があると考えてます。その中で、こういった実施体制で推進していくのかについて、想定しているところをお答えいただければと思います。

○谷垣観光局次長（観光政策担当） 奈良県観光総合戦略については、中川委員お述べのとおり、観光振興を図っていくためには庁内で横断的に取り組むことが必要だと私も認識しています。そこで奈良県観光総合戦略（案）策定に当たりましては、観光局が中心となり、既に県庁各部局で取り組んでいる観光施策について網羅的に取り上げ、体系化して取りまとめの作業を行ってきているところです。今後も定期的に事業予算や取組内容について庁内各部局と共有、議論しながら、連携して進めていく所存です。

○中川委員 ある程度分かりました。私が聞いたかったこととしては、少し前の話でしたら知事公室審議官という次長級の方々がいて、調整することなどが行えていましたので、今回も例えば次長級の方が横断的に調整したり、あるいはならの観光力向上課で責任を持って調整していくなど、具体的に誰が責任を持って進めていくのかというところを聞いたかったのですが、その辺いかがでしょうか。

○谷垣観光局次長（観光政策担当） 先ほどとも重複するのですが、観光局の担当課が中心となり、適宜必要な会議や議論の場を持ったり、進捗管理の分析などを行っていきたいと考えています。

○中川委員 担当課で調整するということがよく分かりました。

次に、奈良県ビジターズビューローについて質問したいと思っています。今回も予算案の概要にも載っていて、予算そのものではないのですが、一昨年ぐらいから私もずっと指摘し続けていて、奈良県ビジターズビューロー本体の理事会でも立て直しの案が作られていたところです。そのような中で、現在の改善の状況につきまして、理事会で提

示されたものについてはおおむねそのとおりになっているとか、ややまだこういうところが残っているとか、そういった現在の状況についてお聞きしたいと思います。

○葛本観光プロモーション課長 奈良県ビジターズビューローの改善措置の状況ですが、昨年5月に行われた理事会において、理事長である荒井氏より、業務ガバナンスの観点、財務ガバナンスの観点、管理ガバナンスの観点から改善策等が指摘されたところです。同法人の事務局においては、これを受けて、改善に向けた取組を順次行っており、その進捗状況を定期的にプログレスレポートという形で、理事長をはじめとする理事や監事等に定期的に送っているところです。

プログレスレポートの内容としては、業務ガバナンスの改善項目として、定款等の見直し、評議員会規則の制定、理事会規則の制定など、財務ガバナンスの改善項目として、事務局の組織及び運営に関する規程の見直し、会計事務マニュアルの整備など、管理ガバナンスの改善項目として、コンプライアンスの規程の制定、就業規則の見直しなどの項目について改善を進めているところでして、全部で39項目ありますが、そのうちの32項目が改善を完了しているところです。残りの項目につきましても、例えば研修等については完了というようなことが起こる性質のものではなくて、継続的に展開していくとか、あるいは本年度3月末にも最終的に理事会がございまして、そちらでも一部完了する予定をしている項目等もございまして、それらを合わせますと本年度中に9割以上が改善されることになっているところでして、3項目が残るのですが、それについても順次改善に向けて整備しているところです。

併せて、ビジターズビューローでは、今年度より機関誌「ジャーナル『古都だより』」を創刊して、理事長、理事、評議員だけではなくて、ビジターズビューローの会員に向けても定期的に事業の進捗等を周知しているところです。

○中川委員 これまでなかなか追えていなかったのですが、9割以上が改善に向かっていて、今年度である程度のめどは立つかと思っておりますが、引き続きチェックしていきたいと思っております。

関連して、「知れば知るほど奈良はおもしろい」キャンペーンがビジターズビューローでありました。今回、予算案の概要にも載っているのですが、こちらも県で引き取って、実行委員会方式で会議をやっているということですが、こちらの現在の状況についてもご説明よろしくお願ひします。

○葛本観光プロモーション課長 中川委員お述べのように、「知れば知るほど奈良はお

もしろい」観光キャンペーン推進事業については、令和2年度より団体間のこれまで以上の連携と観光人材の育成等を大きな目標としまして、県観光局長を会長とする実行委員会を組織して、県、市町村、民間団体等と共に運用しているところです。これについては、今年度当初に立ち上げる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、立ち上げが10月になり、10月以降、県、市町村、民間団体で設立し、第1回実行委員会を開催して、今年度の事業計画及び収支予算を確定したところです。

事業内容については、奈良県への誘客を促進するため、県内の市町村の情報を盛り込んだ奈良県総合パンフレットを作成するということになっており、現在作成中でして、間もなく発行する予定です。併せて、今後奈良県域の観光振興施策の向上と、県域の連携強化を図るための必要なマーケティング戦略の構築や、特に自治体職員向けには事業展開における費用対効果の測り方などを学ぶようなマーケティング研修会を実施するということになっており、これについては各市町村が参加しやすいということに視点を置き、3エリアに分けて実施したところでした。民間事業者からも非常に役に立つ情報であったというように評価されているところです。

○中川委員 こちらも、これまでは市町村や民間の方々は、お金は出していたけれどもなかなか意見する場がなかったということで、良い形に向かっているかと受け止めています。今年度は新型コロナウイルス感染症がありましたので、なかなか十分議論できなかった面もあるかもしれませんが、引き続き頑張ってもらいたいと思っています。

次に、通告していないのですが、少し気になったので、予算案の概要36ページ、タクシー利用型観光地づくり事業についての具体的なイメージを聞いておきたいと思います。タクシーを利用した県内周遊をモデル的に実施するとあるのですが、どれぐらいの距離を移動するとか、イメージを聞いておきたいと思いました。例えば、薬師寺や唐招提寺から平城宮跡を巡るとか、市内を巡る距離感など、想定しているものがございましたら、答えられる範囲で結構ですので、よろしくお願いします。

○谷垣観光局次長（観光政策担当） この事業の中身についてですが、まず、修学旅行先としての魅力の向上や、修学旅行生の県内での宿泊率の向上等を目指し、修学旅行を契機としたタクシー利用型観光の推進を行っていかうというものです。中身としては、修学旅行生及び一般観光客の周遊しやすい環境づくりとして、タクシーを利用する周遊の在り方の検証等を行っていきたいと思っています。具体には、タクシーを利用した観光の先進事例の調査や、有識者等を交えた聞き取り調査等を行い、課題を抽出した上で、

コースについて今後検討していきたいと考えています。具体のコースの中身については、そのような課題や、学習に有効なコースの在り方を検討した上で、検討していきたいと考えています。

○中川委員 突然通告なしで質問しまして失礼しました。なかなか車がないと巡りにくい観光地もございますので、やっただけいいのではないかと前向きに受け止めています。例えば、私も何回か紹介していますが、中国からいらっしゃった友達を案内するのに、薬師寺と唐招提寺を見学された後に、車に乗せて平城宮跡に行って、鑑真の展示や遣唐使船の展示などを見てもらって、その後奈良町にまた移動して、県産食材を使った食べ物を食べてもらったりすると、車があったほうが、興味に合わせたような、オーダーメイド的な動きができるという思いもございましたので、こういったタクシー利用型観光地づくりも積極的に進めてほしいと思っています。

あと、これは質問ではないのですが、1件だけ、観光局の所管についてで終わっておこうと思いますが、「いまなら。キャンペーン」については、今年度も来年度も予算が上がっています。ご意見がありましたのが、観光の閑散期になってきますと、このキャンペーンのチケットを持っていても、なかなか使うところがないということです。当初はこのキャンペーンに乗かって、宿泊施設もたくさん開けていたのですが、2月ぐらいになりますと、比較的大きなホテルや名前を売っているようなところでも、レストラン、大浴場、サウナを半月ぐらい閉めていたり、宿泊自体も受付を休止している施設もございましたので、使おうと思ってもなかなか使う場所がない。しかもそれがキャンペーンの最後のほうの時期に差しかかって、なかなか使う場所がないというご意見がございましたので、これは本当に終わりの時期に近づいてから言ってもどうしようもないのですが、今後の期間の設定の仕方や、柔軟な対応に生かしてもらえたらと思っています。これを伝えておきたいと思います。

次に、産業雇用関係について質問したいと思っています。外国人・人材活用推進室の所管で、予算案の概要29ページ、県内企業の人材確保推進事業についてです。こちらは、首都圏等で相談会実施や、東京圏からの県内就労促進ということで、非常に良いことだと思っており、私自身も東京から帰ってきた者ですので、こういうことをやっていったらいいと思っているのですが、実際のところ、この取組の状況として、どのぐらいの実績が上がっているのかについて、ご説明よろしくをお願いします。

○山中雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 こちらは、令和元年度から県内中小

企業の担い手不足に対応するために、内閣府の地方創生の交付金を活用して、東京23区に在住または通勤される方を対象に、移住就業支援を実施しています。令和2年度は、県と33の参加市町村が連携して実施しています。具体的取組ですが、県で求人紹介サイトジョブならnetを立ち上げており、こちらに掲載された企業の求人に応募して、就職していただいた東京23区からの移住者等に対して支援金を支給する制度です。移住先の市町村へ申請することにより、単身60万円、世帯100万円というのが中身です。財政負担の割合については、国2分の1、県及び市町村がおのおの4分の1という仕組みとなっています。令和2年度の実績ですが、天理市への移住が1件という状況です。こういうものを活用しながら、東京からの移住人材を呼び込んでいきたいと考えています。

○中川委員 聞いていた中で、もう1問だけ深く聞いておきたいと思ったのは、首都圏等での相談会実施という点で、大学等と連携するとありますので、基本的には学生相手という想定かと思うのですが、例えば、学生に加えて第二新卒といわれるような、既に首都圏で働いている中で、やはり故郷に帰りたいとか、そういった方々にも対応するような相談会というのも一定やってほしいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○山中雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 予算案の概要にも記載しているNPO法人ふるさと回帰支援センターが有楽町駅前にごさいまして、全国の都道府県がこちらと連携しながら進めています。その中に、私どもも会費を負担して、奈良県ブースであったり、奈良県の日という形で事業を展開させていただいています。それを活用しながら、中川委員お述べのような第二新卒など、今、東京から地方への移住に非常に関心が高まっていることもあるようですので、そういうのを起点にして、さらに奈良県への移住の推進をしていきたいと思っています。

○中川委員 ふるさと回帰支援センターやセミナーなどがそれに符合するものであるとお聞きしましたので、これも調べてみておきたいと思います。

続きまして、産業振興総合センター所管の事項について質問したいと思っております。予算案の概要21ページ、起業家創出プロジェクト事業について、こちらにも似たような話ですが、東京圏からの移住ということがございます。こちらのプロジェクトは大変良いことだと思うのですが、全体としてどのような実施状況であるのかと、その中で東京圏からの移住という部分がどの程度あったのかなど、取組状況のご説明をよろしく願います。

○大西産業振興総合センター所長 こちらは県内での新たな起業に着眼し、県内で新たに起業を行う方々を対象に、起業に要する経費などを補助したり、また伴走支援により事業の着実な成長を促進するプロジェクトとして、令和元年度から実施しています。具体的な事業のスキームについては、各年度で伴走支援を行う執行団体を公募で選定して、そちらが窓口となって支援対象となる起業家の公募・審査、また起業に向けた伴走支援を行っていただいた上で、県が起業に要する経費について補助金を支払う仕組みとなっています。令和元年度、令和2年度とも、公募の結果、奈良県商工会連合会が窓口になって、この業務を担っていただいています。地域の課題解決や、あるいは新規ビジネスを基に起業しようとする方で、継続的に地域で展開していく事業が対象で、1者当たり200万円を上限に起業に要する経費を補助率2分の1で補助させていただいています。

さらに中川委員お尋ねの、起業家の中で東京23区に在住または通勤しておられる方が県内に移住され、県内で起業された場合には、さらに移住先の市町村から100万円を限度に移住支援金を上乘せ支給しています。これまでの実績としては、令和元年度は16名の応募がございまして、3名の選定をさせていただきました。令和2年度も同様に22名の応募がございまして、3名の選定をさせていただいています。また令和元年度の1名については、東京からの移住者でして、移住支援金の給付も行っています。

○中川委員 こちらに関連して、同じく起業という観点で、予算案の概要22ページ、ビジネスインキュベーター運営事業についてです。こちらは賃貸スペースを提供することですが、どのような取組状況であるのかや、そこから巣立っていった方々がどのように活躍されているのかについてご説明よろしくをお願いします。

○大西産業振興総合センター所長 ビジネスインキュベーターは、スタートアップ期の起業家に対して、安価な賃貸スペースを提供する、それと経営面でのマネジメント支援なども行いながら、その成長を促進するために設置しています。現在、大和高田市の産業会館に9室を設けていまして、現在4名の方、4室が入居中です。支援対象は同様に新たに事業を営もうとする起業家の方あるいは創業後3年以内の創業間もない方などで、年間を通して募集を行っていきまして、入居申込みがございましたら、金融機関や中小企業診断士等の外部の専門家5名で構成するビジネスプラン評価委員会で審査を行い、入居決定をさせていただいています。入居いただきましたら、当施設では最長3年間を上限に施設をご利用いただきまして、また中小企業診断士であるビジネスインキュベーションマネージャーに毎月1回無料で経営相談も受けられるようなこと、あるいはインタ

ーネット回線が無料で使用できるなどの、創業期の起業家にとって有益な施設として運用させていただいています。

これまで利用者は累計27名ございました。現在入居の方が4名で、卒業された方が23名です。卒業された方々のおよそ半数には、事業継続もいただいているところでして、一例をご紹介申し上げますと、一つはオリジナルマスキングテープやテープカッター等の企画販売で起業された方が、インキュベーターを巣立って、今現在奈良市で事務所を構えられて事業展開をされています。東急ハンズなど全国25店舗で販売を展開されると伺っています。あるいはシャンプーやリンスなど理美容商材の専門知識を生かされて、ご自分で美容関連商品の卸売業をされる方が上牧町で開業されていたり、中小企業向け人事労務コンサルティング業をご自身で開業されて、橿原市で展開されているといったような事例、そのほかスポーツ関連商品を販売する事業を大和郡山市で展開されたり、あるいは釣り具用品のネット販売を手がけておられる方々などもおられます。

今後もこの施設の利用促進を図ってまいりたいと思っています。

○中川委員 ビジネスインキュベーター運営事業については、市町村でも似たような事業をやっていたりするわけです。例えば奈良市では、今はBONCHIに名前が変わったきらっ都・奈良という施設でもやっていますし、そういったところで課題などのお声も聞いていますので、県ではどのようにやっているのかと思ったところです。9室あって4室埋まっているということですが、ハード面で、広過ぎてなかなか使いにくくて入りが悪いなどの課題がもしあるのであれば、仕切りを検討してみるなど、今後の改善につなげてほしいと思っています。

あと産業振興総合センター関係で1問だけですが、予算案の概要28ページ、駅前商店街空き店舗活用事業についてです。こちらは御所市の商店街や、京終の商店街で実施されているのも存じています。一度やってそれで終わりという形ではもったいないと思いますので、一度実施した後、その周辺の場所が現在どう動き始めているのかを見守っていくことも大事ではないかと思っています。御所市や京終のこれまで実施したところが、現在どういう形で動き始めているのかにつきまして、状況の説明よろしく願います。

○大西産業振興総合センター所長 空き店舗を活用した商店街振興については、中川委員からもお話がございましたが、県としては、商店街振興の意味でこれまで取組を行ってまいりました。その中で、県として、これまでから商店街でのイベント、あるいは店

舗創業予定者や店舗経営者を対象にした商人塾をやってきたところですが、それを引き継ぐような形で、平成30年度に御所市が主体となられて、御所市新地商店街における空き店舗を活用した事業などに取り組んでいただいています。具体的には空き店舗を活用した期間限定のオープンシャッターや、その勉強会を開催されたりして、現在も引き続き、県、御所市、民間とで協働して毎年行っておられます。こういった取組を繰り返しつつ、地域内外含めて近隣で新規の出店をされる方、あるいは新たなビジネスを興される方が生まれている状況です。また京終地区の件は、令和元年度から県において地域の商店街を活用した持続可能な事業プランを県が公募して、令和元年度、令和2年度とNPO法人が実施主体になって取り組んでいただいているところです。こちらも空き店舗を活用いただいて、多様なお店を実現できる店舗スペースを整備され、店舗運営の研修会、あるいは地域の実態調査もされながら、空き店舗を活用した実践的な実験店舗を展開されているところです。中川委員お述べのように、京終地区については、今後さらに奈良市や地域の関係者とも連携して、御所市の例でも見られますように、地元市やNPO法人、地域が主体となっただき、本地域で継続的な取組が進められることが重要と考えていまして、このような状況になることを目指し、県としても引き続き支援を行ってまいりたいと思っています。

○中川委員 あと、地域産業課所管の県営競輪場について、質問ではないのですが、1点要望だけ申し上げて、産業・観光・雇用振興部関係を終わりたいと思っています。県営競輪場の今後の在り方については、新型コロナウイルスもございましたので、すぐにあの場所をどうするというのはなかなか決まっていないと伺っています。今後、何か変えていくということであれば、ぜひとも地元の方々のお声も聞きながらやってほしいという要望です。

次に、食と農の振興部関係で3問やって終わりたいと思います。

まず、豊かな食と農の振興課所管、予算案の概要133ページ、先ほどの首都圏の話に通じますが、首都圏での県産食品販売強化事業についてです。こちらに、ビジネスモデルを学んだ県職員を県庁バイヤーとして配置するという記載がございますが、どんなスキルを持った方をどんな場所に何人ぐらい配置して、どのように支援していくのか、その点のイメージが持てるような形でご説明願います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） まず、首都圏での県産食品販売強化事業の目的からご説明したいと思います。こ

の事業は主に県内のみで消費されている優れた農産加工品を、県職員がいわゆる目利きとなり、生産者と共にブラッシュアップを行って首都圏での販売力の強化と販路拡大を目指そうという事業です。内容としては、令和3年4月より、先ほどおっしゃいましたように目利きとなる職員を通称「県庁バイヤー」と称して、奈良まほろば館の1名、豊かな食と農の振興課の2名がその業務に当たる予定をしています。その準備として、現在、久世福商店等を全国展開する株式会社サンクゼールに職員を1名派遣しており、消費者ニーズの的確な把握、商品企画、価格設定の考え方等のノウハウを研修させていただいているところです。具体的には、県内で製造・販売されているもので、ヒット商品にまでは至っていない商品や、直売所等でのみ限定的に販売されている地場産品などを発掘して、首都圏で売れるような商品に改良していくお手伝いをするという考えです。そのようにしてブラッシュアップした商品については、奈良まほろば館の新拠点を活用して、テスト販売やマーケティング調査を実施することで、首都圏の消費者ニーズを生産者にフィードバックするなどして、商品のさらなる開発・改良をして振興していきたいという考えです。

○中川委員 相談に乗っていただけるというところで関連して、予算案の概要138ページ、担い手・農地マネジメント課所管、奈良の意欲ある担い手支援事業についてです。気になったのは、新規就農者へのフォローアップとございますが、どんな方々が何人ぐらいいらっしゃって、どういう形でフォローアップしていて、実施状況としてはどれぐらいの件数なのかなど、具体的にイメージを持てるような形でご説明願います。

○田中担い手・農地マネジメント課長 農業従事者が減少し、高齢化も進む中で、本県で毎年50人前後の方が新たに農業に従事しておられます。これら新規就農者の方は、例えばイチゴや軟弱野菜などの栽培にかかる技術的な課題、また規模拡大などの経営面での課題など、様々な悩みを抱えておられます。これに関して、県内に4つある農業振興事務所にワンストップ窓口を設けて、事務所の普及指導員が丁寧にフォローアップを行っています。そのフォローアップの具体的内容・実績ですが、令和元年度には130人余りの新規就農者に対し、1,000回程度のアドバイスを行い、またフォローアップセミナーも7回開催するなど、県として新規就農者の育成・定着に向けて精いっぱい取り組んでいるところです。

○中川委員 普及指導員という方々がフォローアップされているなど、よく分かりました。イチゴであったり、具体的な話も出てきました。また追って調査していきたいと思

っています。

最後の質問ですが、予算案の概要137ページ、オーガニック野菜流通促進事業については、中央卸売市場再整備推進室所管ですが、大本では農業水産振興課かと思ひまして、そちらに確認しておきたいと思っています。この「オーガニック」という言葉も非常に広く使われている言葉でして、何でもついたら良いもののように見えたりするわけですが、このオーガニック野菜とは何かと問われたときに、ちゃんと定義をお持ちであるのか、どんな定義であるのか確認したい。もう1点、このオーガニック野菜の流通促進自体は、先ほど報告ございましたように、奈良県有機農業推進計画と関連していて、農業水産振興課で責任を持って進めていくべき事項であるという理解で正しいのか、その辺のご説明よろしくをお願いします。

○田中農業水産振興課長 オーガニック野菜と有機野菜は同じようなものですが、有機農産物の日本農林規格で決まっており、JAS有機認証を取ったものが「有機」、「オーガニック」という形で表示できるということです。それと、先ほど杉山食と農の振興部長から説明がありました、奈良県有機農業推進計画の中に、この中央卸売市場の取組も位置づけられており、市場や、川下・川中・川上含めて一緒になってやっていきたいと思っています。

○中川委員 「オーガニック」という表記が有機農産物とおおむね同じであるということ、JAS規格にのっとって運用していること、あるいはこの有機農業推進計画に基づいて進めていくべきことであるということがよく分かりました。引き続き何かございましたらまた質問していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○森山委員 私からは3問質問させていただきたいと思います。

一つは雇用に関する問題です。本会議でも取り上げられていまして、全国的に見ても奈良県はこの間まだいろいろな対策が功を奏して、都道府県の中では良い方向だと確認したのですけれども、去年の年末、新年を迎えるときに一つの山場になるということでは言われていましたが、その後、年末から今にかけて、雇い止めなど雇用の状況は、奈良県内で見たらその後どういう状態で推移しているのか分かりましたらお願いします。

○福留産業政策課長 年末からその後の経済あるいは雇用の状況はどうかというご質問です。私から経済のことをお答えさせていただきます。最近公表されている経済指標では、まず全国的な状況ですが、内閣府が3月9日公表した実質GDP（国内総生産）の二次速報によりますと、プラスですけれども、前期7月から9月に比べ、10月から1

2月の実質GDPは2.8%で、年率換算しますと11.7%。これは2月15日に公表された数値が下方修正されています。また同じ内閣府の2月の月例経済報告を申し上げますと、個人消費等にまだ弱さが見られるということです。奈良県内の数値ですが、奈良財務事務所の公表によりますと、1月の県内経済情勢報告については、厳しい状況にある中、まだ弱さがあるか、持ち直しつつもあるという判断も出ているところです。民間調査会社によりますと、今年2月の新型コロナウイルスに関するアンケート調査においては、県内企業の74%がまだ新型コロナウイルスの影響が継続しているということです。以上、まだ厳しい状況も続いており、コロナ禍前への経済回復には相応の期間がかかるものと認識しているところです。

○山中雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 昨日、知事答弁で本県の有効求人倍率について触れさせていただきましたが、就業地別では、令和3年1月の数値で1.19倍でして、今のところ近畿では一番高い状況ではあります。前回から比べますと、こちらの1.19倍は新季節指数による改訂がございまして、先般からの発表と12月以前の分は若干変わりますが、令和2年12月については1.16倍ということで、この点については0.03ポイントの改善というのが奈良労働局の発表になっています。あと雇用への影響として、厚生労働省が全国分を取りまとめたものでは、3月5日現在の集計分が最新になっていまして、解雇等見込みの労働者数は9万3,354名というのが全国の数字です。一方、奈良県においては569名です。12月からこの数字をずっと追いかけているのですが、大体1月初めと比較しますと、30名程度人数的に増加したという結果になっています。

○森山委員 最近の言葉でいうと、完全失業に対して実質的失業が増加傾向にあると聞いています。完全な失業者の数を今挙げていただきましたが、事業所に籍はあるけれども勤務時間が少ない結果、賃金が少なくなるというような、隠れ失業と言われているそうですが、そういう厳しい状態の方が増えているとも一方で聞きますので、ぜひ解雇や雇い止めの関係について、引き続き注視をお願いします。また聞いていきたいと思しますので、お願いします。

次に、先ほども挙がりましたが、「いまなら。キャンペーン」のことを質問させていただきます。後半になるほど使いにくかったという話が先ほどありましたが、それもありますし、GoToトラベルの全国一斉停止という時期も重なりましたので、果たして県内で行っていいものかどうかとちゅうちょした方もおられたと聞いています。今回の

第2弾もそうですが、予算化された中で、全体で何割ぐらい活用できたのかという数値は分かっていますでしょうか。

○谷垣観光局次長（観光政策担当） 「いまなら。キャンペーン」の割引原資の金額ベースでの執行状況についてご報告させていただきます。4種類の利用方法がありまして、それぞれの利用方法ごとでは、1月末時点でOTAサイトについては74.1%、県内参画旅行会社については70.1%、コンビニクーポンについては87.3%、当選はがきクーポンについては39.1%、割引原資全体では60.9%が既に使用されています。最終的には、現在最終の精査中ですが、OTAサイトについては約90%、県内参画旅行会社につきましても約90%、コンビニクーポンについてはほぼ100%、当選はがきクーポンにつきましても約60%で、全体としては75%から80%程度の執行額となる見込みです。

○森山委員 一番最後のはがきクーポンの分が少ないということでした。残ってしまったり、使われなかった金券は、新年度で新たに予算化されると、そのまま終わってしまうのか確認したいと思います。これはなぜかという点、「いまなら。キャンペーン」のチケット販売について、年配の人の立場に立ってみると、第1弾のときは瞬く間に販売が終了してしまってお客が買えなかったという方がたくさんおられたので、年配の方のチケット購入の仕方も考慮して、2回目ははがきの申込みを開始したということでした。それで何とかチケットは確保できて、近所の友達の人たちと使おうかと思っていたら、GoToトラベルの全国一斉停止になって、こういうときに行っているのかということの手元に置いたまま使わずに、2月が終わって3月を迎えてしまったということです。これは今度、新年度に予算化されて新たに募るようになるときに、その抽せんに漏れてしまったら、行こうと思っていた方にとっては、地元の新たな観光の魅力を再発見という目的が達成できなくなってしまう。せっかく手にした年配の方は、これを持っていきたいと思っている方が多いと思うのですが、そのチケットの扱いについては、新年度の予算に、持っている方を優先的に使用できるなど、何か考えられていることがあるのか聞きたい。

それと県内全域の振興にもつながりますから、使われた地域は奈良県の東西南北偏りなく、東部や南部でも活用されたのかということなど、その辺りのことをお聞かせください。

○谷垣観光局次長（観光政策担当） まず地域別の利用状況をお答えさせていただきます

す。先ほどは原資のお金ベースでしたが、利用者数の実績についても、現在は精査中ですけれども、全体として、宿泊人数に換算して約8万人程度の利用になると見込んでいます。特に南部エリアにおいては、秋に宿泊数が前年を上回った月がある地域が出るなど、3密を避けられる地域が選ばれやすかったのではないかと考えています。地域別の利用状況については、宿泊利用者の人数ベースで見た場合、1月末時点においてエリア別のシェアは、北和地域で66.4%、中和地域で8.0%、東和地域で3.8%、南和地域で21.8%となっています。エリアごとに昨年と今年の9月から1月の5か月間同士でシェア率として比較しますと、北和地域では8.5ポイントの減、中和地域では2.7ポイントの減、東和地域では1.9%の増、南和地域では9.3ポイントの増となっています。

次に、もう一つのご質問の、来年度の、特に高齢者向けのはがきクーポンに当たったけれども使われなかった方への対応についてお答えさせていただきます。当選はがきを利用できなかった方、されなかった方は、新型コロナウイルス感染症の再拡大や緊急事態宣言の発出の影響など、森山委員がお述べのとおり、様々な事情で使えなかったのではないかと考えています。それとおっしゃるように、高齢者の方にはインターネット等の利用に不慣れな方がおられるので、その方々に対する配慮が重要だということを私どもも認識しています。そこで、インターネットの利用が不慣れな方に対しても利用していただけるように、来年度もインターネットを利用する方法以外でも申し込めるよう、はがきなどの申込み方法について今年度同様実施していきたいと考えています。

なお、はがきクーポンで今年度当たったけれども使われなかった方のお話ですが、今年度実施のときのはがきクーポンでも、倍率が平均で3.77倍ということで、外れられた方のほうが多い状態ですので、当選されなかった方も相当数おられます。利用希望者の公平性の観点から、今年度当選クーポンを利用されなかった方に来年度優先的にクーポンを配付するということは考えていません。ただ、森山委員お述べの、より多くの方に県内の魅力を再発見していただくという部分は重要だと考えており、そこも踏まえ、そういう観光へのインセンティブを出しつつ、より多くの方が利用できるような事業内容や割引率を検討して、より広くの方が使えるようなやり方でしっかりと実施してまいりたいと思っています。

○森山委員 よく分かりました。第3弾を新年度でそういうことを頭に入れながら進めていただけるということですので、インターネットを使えないような方などの執行率が

低かったのが出ていますから、行きやすいようにぜひお酌み取りいただき、進めていただきたいと思います。これは直接聞いていますので、よろしく願いいたします。

次に、出雲と大和の観光キャンペーン、奈良県観光キャンペーンが来週の連休から始まるとのことですが、この詳細について教えていただきたいと思います。

○葛本観光プロモーション課長 来週19日から奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の巡回展ということで、「しきしまの大和へ 奈良大発掘スペシャル」という展示が展開されます。島根県と奈良県につきましては、もともと日本書紀や古事記を切り口にすぐくゆかりがある地というところもございまして、多くの方々にこの島根県立古代出雲歴史博物館での展示に足を運んでいただけたらと思っていますのですが、そのときに、せっかく奈良のものをを見ていただいて、それで終わりというのはもったいないということもあり、仕掛けとして、プラスアルファで少し奈良の観光PRをできないかということで、この「しきしまの大和へ」が開かれる会期中に奈良県の観光プロモーションをやっているところと考えているところです。具体的には、会期中に、今年は聖徳太子没後1400年遠忌に当たるので、関連のパネル展示、あるいは聖徳太子をテーマにした特別講演会をするとか、また、せんたくんと島根県のマスコットのしまねっこで共同イベントなどをしながら、奈良県の観光PRを図っていきたく思っているところです。併せて、向こうのミュージアムショップの一部をお借りして、奈良県の物産コーナーも作り、奈良県の雑貨なども売りながら、向こうの若い人たちにも奈良県の魅力を発信していきたいと考えています。

○森山委員 初めての試みなので、ぜひとも盛り上がる内容になることを期待しています。その中で、講座があったと思うのですがけれども、その講座は当日行かれる方向けではなくて、あらかじめ出席の予約といたしますか、抽せんがあると聞いていますが、人気の度合いというか、注目の度合いは今の段階で分かっているのですか。まだ関心が低いような状態なのか、東京でのイベントがありましたから、出雲で行うイベントでも奈良のことが注目されて、注目の度合いというのも上がっているのかとか、その辺のことは分かるのですか。

○葛本観光プロモーション課長 直近の状況は、手元に情報がないものですから、改めて確認の上、ご報告させていただきます。申し訳ございません。

○森山委員 去年、ちょうど1年前になりますが、上野で行われた「出雲と大和」展をご縁にして、神様の象徴と現実世界の象徴という新しい切り口で進めるようになりまし

たが、頂いたご縁はやはり一過性に終わらせないで、今後も末永く観光振興に生かしていただきたいと祈っています。その中で、去年やったモニターツアーは、出雲の方が大和へ来ていただいて、大和の社寺等々をいろいろ知っていただくというような内容でした。反対に大和の方が今度出雲に行くことも行うということでしたが、これは新型コロナウイルスのため一度立ち消えになったように聞いているのですけれども、それは今後どのような形で進めていくようになっているのか分かれば教えてください。

○葛本観光プロモーション課長 森山委員お述べのモニターツアーについては、昨年11月に大和から奈良県に誘客するという形で実施させていただき、大変喜んでいただいたところでして、それと反対に今度は奈良県の方々に島根県の出雲に行ってくださいというようなツアーを企画しているところでして、当初、日の設定までこぎ着けたのですが、新型コロナウイルスの関係で中途半端になってしまいました。ただ旅行会社もぜひとも実施したいと言っていますので、近い将来実現することを考えていただいていると思っています。併せて、出雲からのツアーについても継続して展開していきたいと考えています。

○森山委員 来週から始まるイベントに期待して見ていきたいと思います。

○樋口委員 私からは4点ございます。

1点目、奈良県産業振興総合センター第二期中期研究開発方針（案）についてです。この中で、第一期の研究成果を生かす形で第二期方針を進めることという研究開発推進委員会からのご意見があって、それを踏まえてこの第二期計画が作られ、研究テーマを設定するというので、この中に生きてきている部分があると思うのですが、成果の生かし方としてはそこで終わりなのか、今後その成果を使って何か産業振興総合センターとして展開していこうとすることがあるのか、この点をお願いします。

○大西産業振興総合センター所長 先ほど谷垣産業・観光・雇用振興部長からご報告させていただいたように、第一期中期研究開発方針について、製品化・実用化に至ったものもございます。また研究が一定の成果を得て、また研究開発推進委員会でもご意見頂いたように、第二期方針につなげて、さらに深化させていくというような取組も行っていました。最終的には確立できた技術は企業に技術移転を行い、さらに実用化・製品化に結びつけていきたいと考えています。

○樋口委員 第一期の研究の進め方について、企業とタグを組んで進めていき、具体的に製品化できれば企業の成果として商売につながっていくという話ですが、そこに至

らないというのが幾つかあって、その後自社で商品開発に取り組んでいかれるという道筋もあるし、また同型のテーマ設定がされているので、また手を挙げて共同研究を進めていくということも出てくるかとも思うのですが、継続することがいいのかどうかについては疑問に思っているところもあります。既に5年費やしてあと3年という、何となくだらだらとってしまうのではないかと。成果が上がるが見えていけば、そこはしっかり取り組むべき部分もあるでしょうし、その辺の判断が産業振興総合センターによってされていくのだらうと思うのです。こういう6つのテーマを設定されて、そうやって継続されるところと、あと新規で手を挙げられて参画されてくるところもあるかと思うのですが、かなりテーマが具体的に設定されているので、ここに寄りつきやすい企業は割と特定されてくるかとも思うのですが、その辺り、こういう企業と連携していくとか、あるいは開発研究機関なども一緒にということになるので、こういう研究者がこの分野ではいるなど、つながる先は見えているのか。これから公募などして探していくということなのか。その辺りどうなのでしょう。

○大西産業振興総合センター所長 第二期においても、こういった大きなテーマの中で、まずは個々に、当センターで主体的に研究を進めてまいります。その中で企業との共同研究については、コロナ禍でも、当センターでは技術相談を年間約4,000件受けており、その中で企業の研究課題と、私どもの研究テーマに沿ったような研究ニーズやシーズをマッチングさせて共同研究に結びつけるという取組です。またそのほかにも、当然ながら当センターのウェブサイト、メールマガジン、あるいは機関誌などでも、技術成果や技術シーズを広報・周知させていただき、その中から企業と結びついていくという共同研究の形もございます。

○樋口委員 どのテーマにしても、成果を上げていくというのが大事なところなので、よろしくをお願いします。それと、大きく社会貢献に資する産業振興総合センターとして掲げるテーマで、一企業とやるだけで本当にいいのかということもあって、場合によっては、これは産業振興総合センターの役割なのかどうか分からないですが、コンソーシアムを作って共同研究を進めていく、要は幾つかの企業も入って共同研究して追いかけていくようなテーマもあるだろう。そういう意味合いを持つテーマ設定だらうと思いますので、その辺りもやり方を今後考えていただきたいと思います。

2点目、「奈良県中央卸売市場再整備基本計画」実施プラン（案）についてです。これは明確にB to BのエリアとB to Cのエリアを区分する提案をされているのですが、

ただ例えば全然規模は違いますけれども、豊洲市場などを見ていると、観光客が市場の作業スペース、B t o Bのところを見学できるような動線が施設内にあって、立体的にそれを処理しているところがあるのですが、要は観光客に現場を見せていく、あるいはせりの現場を見せるなどのしつらえを想定しているのかどうか。賑わい創出（B t o C）のスペースからB t o Bのエリアに観光客を引き込むようなことは考えていないのか。この辺りはどうでしょうか。

○前田中央卸売市場再整備推進室長 B t o Bの施設に見学者エリアというご質問ですが、中央卸売市場はこれまで県民の台所ということで、食品の流通を一手に担ってきました。そうした卸売市場の役割や機能について、県民の皆様や観光客の方にも見ていただくということは、非常に重要なことと捉えています。現在も小学校などの社会見学などで市場に来ていただいて見学していただいていることもございますが、再整備後、基本計画にもありますように、県民に親しまれる市場づくりということも目指していますので、そうしたことから市場の様子を見学できるように、卸売市場内に見学できるようなエリアを設けて、通路や見学者室のようなものを設けていきたいということも、今、検討の中に入れていただいているところです。一方で、卸売市場ですので、生鮮食料品を扱うということもありますし、今後H A C C Pの関係もあるので、適切な衛生管理について行っていないといけないということと、やはり市場内に入っていただくということになりますと、物流や営業用のトラックなどの交通量も多いということもございますので、見学者の安全確保などについても見ながら、今後整備していくときにどういう形で取り組んでいくか、もう少し詰めて検討していきたいと考えているところです。

○樋口委員 考えているということですが、心配しているのは、B t o Cエリアの仕様書を考えるのがB t o Bエリアの設計等が終わって、スケジュール的に、要は動線はどうするかという話はB t o CとB t o Bの間のつなぎをどういう形でやるかということになるのと、あと衛生管理と安全確保という両面から動線をどう作っていくのかというのは結構知恵のいることだと思うのですが、そこをB t o Bエリアだけ単体で考えてしまうと、B t o Cとのつなぎをどうするかという話が課題として残ってしまうわけです。そこはある程度いろいろ想定しながら、ものを考えていかないといけない。スケジュール的に後先の部分があるので、何か工夫がいて感じていまして、そこは答えがないですが、今後の検討の進め方の中で考えていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

3点目、奈良県有機農業推進計画の改訂案ですが、現在の県内の有機農業の経営体数が678ということで、これを700にしていく目標を立てておられるのですが、まず678経営体の内容として、どういうものを生産されているのか、どういう規模で、あるいはどういう農法でということについて、それぞれつかんでおられるのでしょうか。数字だけの話でしょうか。

○田中農業水産振興課長 有機農業に取り組んでいる経営体の内容については、農林水産省のセンサスでの結果を見ますと、678経営体のうち、水稻が340経営体、野菜が233経営体、果樹が140経営体などとなっているところです。

○樋口委員 各農家がどの程度の規模で、それぞれの作付けをされているかというところまでは見ていない、全て統計上ということになります。そういう状況で、700経営体を目標にする。数が増えたらいいという話なのか、要は生産額を求めるのか、生産量を求めるのか、面積を求めるのか、あるいは参入の件数を求めるのか。何を求めているのかというのが実はよく分からない。これだけ見ると数さえ増えたらいいという話になってしまうのですが、そうではないと思うのです。推進計画なので広げていこうとしているのですが、奈良県での有機農業というのをどういう位置づけで、どこまで広げていこうとしているのかをはっきりと出していかないといけない。やり方はいろいろと書いてあるのですが、何を目標にしているのか。その目標の立て方によってどこに注力するかというのが違ってくると思いますし、今しっかりとやっているところをとにかくバックアップしていくということであれば、それは経営体数の話ではなくて、生産額などの話だろうと思うので、目標設定を明確にさせていただきたい。これはこの計画を進めていく段階でも結構なので、その目標の定め方を考えていただく必要があると思いますので、よろしくお願いします。

最後に4点目、これは通告していないので、こういうことを気にしてくださいということだけ申し上げておきますが、奈良県観光総合戦略についてです。過去、消費額の増加を目標設定していただく必要があるのではないかと申し上げましたし、どういう実態があるのかについても追いかけていただく必要があるのではないかと申し上げてきたのですが、ここに成果指標として、2019年で1,807億円の観光消費額について、2025年に2,100億円に増やすという数字を出しておられます。ただ、これは恐らく日帰り客、宿泊客をそれぞれ増やすということです。増えた人数に今の平均消費額を掛けるとこうなるという話かと思うのですが、実は府県別の日帰りあるいは

宿泊の一人当たりの消費単価を見ていると、奈良県は決して高いほうではない。例えば現状の4,500万人の観光入込客数で700円単価を上げられたら、この増額で300億円を超えていくのです。そこにどう知恵を絞るかということもぜひ考えていただきたいです。700円アップというのはそんなに無理な数字ではないと思うのです。引き留めて、滞留してもらってお金を落としてもらおう工夫ももちろんいるのですが、宿泊を増やさないと増えないということではなくて、日帰り客だって700円余分に使う場所は作れるはずなので、そこにあまり限界点を設けずに突破していくことを考えていただくと、消費額が300億円以上のものが期待できるようになり、そういうことを考えていくと、相乗効果で入ってくるお客さんも増えてくるはずなので、そこにぜひ知恵を絞っていただくためにも、消費の実態としてどこが弱いのかということ把握してもらいたいということだけ申し上げておきます。

○和田副委員長 報告の件についてですが、一つは中央卸売市場のことです。脱炭素社会に向けて、エネルギープランを持つ必要があることは、奈良県としてやかましく言っています。奈良発の発信を、中央卸売市場で考えてはどうかと思います。具体的には自家発電ができるかどうかを検討してほしい。研究材料として提起します。もう一つは、水素ステーション、電気ステーションの設置を検討する必要があると思うけれどもどうかということですか。

もう一つの質問は、奈良県有機農業推進計画改訂案です。これについては、有機農業の定義はJAS有機認証を取ったものと言っていたけれども、より詳しく知りたい。有機農業とは、農薬の質・量の安全基準をクリアした有機農業を基準としているのか確かめたいと思います。教えていただきたい。それから、当然、奈良県豊かな食と農の振興計画と統一的にできていると思うけれども、この中では減塩ということを強調しているが、有機農業、オーガニック、低農薬あるいは農薬を使わない農産物の奨励は入っていません。これはどう解釈したらいいのか教えていただきたいと思います。

○前田中央卸売市場再整備推進室長 まず脱炭素社会に向けて自家発電等できるように検討してはどうかということと、水素ステーション、電気ステーションの設置についても検討してはどうかとご質問いただいたと思います。

まず1つ目の脱炭素社会に向けて、自家発電できるようにするのかということについては、中央卸売市場ですので、いろいろな野菜残渣や廃棄物が出てきます。そうしたもののについて、自家発電ということではないですが、施設を整備して電気を生むことも、

今、検討の中に入れて進めているところです。

もう一つ、電気ステーション、水素ステーションについても、特に市場のB to Bの施設そのものが閉鎖型ということもありますので、中で荷物の移動等に使うリフトや、ターレットトラックなどについては電気を使用することが前提になっており、そういったものの充電などは当然必要になりますので、そういった設備は整えていかないといけないと考えています。ただ、外に一般の自動車用の電気ステーションを整えるということについては、また今後検討させていただきたいと考えています。

○田中農業水産振興課長 有機農業の定義については、報告事項4の資料に書いていますが、有機農業推進法に書かれているものでして、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」とされています。和田副委員長お述べの農薬取締法や食品衛生法などの安全基準をクリアしているというのは、流通している食品というか農産物全てに言えることなので、その中で今の有機農業の定義というのがあるということでご理解いただけたらと思います。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） 奈良県豊かな食と農の振興計画における有機農業の扱いについて答弁させていただきます。25ページ、「(3) 戦略的販売の実施」の中で、「希少性やこだわりを活かした販売の推進」という項目の3つ目に「環境負荷や健康にこだわる消費者への販路を開拓します」とあり、これが有機野菜とは書いていませんが、それを意識した文言になっています。また、生産の振興に関して、32ページ、「環境保全型農業等の推進」という項目を設けており、こちらに「環境への負荷の軽減を図るため、環境保全型農業に必要な技術の開発・普及を図ります」とあり、これが有機農業を含む取組となっています。

○和田副委員長 これからの農業振興に対して大変重要です。そういう意味で、奈良県豊かな食と農の振興計画を着実に実施してください。よろしくお願いします。

それから、食と農の振興部の山の辺の道地域戦略などについてお伺いします。山の辺の道の天理市には、なら歴史芸術文化村がいよいよ開村します。そういう意味では、山の辺の道の北端にあるこの施設を活用することも含めて、従来の取組以上にこれから重要となると思います。そういう意味で、この山の辺の道の景観、植栽あるいは山の辺の道の整備などについてどう考えているのか、具体的に教えてください。

それから、来年6月のガストロノミーツーリズム世界フォーラムが、もし奈良の地での開催が決定されたら、山の辺の道の地域戦略会議としてどのような関わりを持っていくのか、教えていただきたいと思います。

それから、ガストロノミーツーリズムはメリットがいろいろとあると思います。山の辺の道の地域の食事や旬の農産物について、食べ方や購入方法についてはどのように対策を講じていくのか。

併せて、この山の辺の道には全国で著名、有名な三輪そうめんという産地ブランドがありますが、絶好の機会だと思います。そういうことで、食事や土産品としてどういう対策を講じて、奈良の全国的な産地ブランドである三輪そうめんを全国的に高めるのか。揖保乃糸とシェアは10対1で三輪そうめんが負けていますが、三輪そうめんこそ元祖です。そういう意味では、盛り返す機会だと思います。そういうことで、どう考えて対策を講じていくのかを教えてください。

○大東環境政策課長 最初の山の辺の道における植栽景観についての質問です。県では平成26年3月に奈良県植栽計画「なら四季彩の庭」づくりを策定して、奈良県全体を調和の取れた一つの庭とする方針に基づいて選定した、現在県内にある60エリアそれぞれの責任課長を決めて、植栽等の整備を進めています。和田副委員長お述べの山の辺の道については、「山の辺（北）」エリア、「山の辺（南）」エリアとして、この植栽計画に位置づけており、地元農家の皆さまのご協力を得まして、遊休地を再生し、景観作物等による植栽の景観の向上に取り組んでいるところです。県ではこの植栽等の整備を進めるに当たっては、エリア内において植栽・伐採や視点場の整備など、景観の向上に係る事業を実施する市町村や地元団体等に対しまして補助金を交付しています。また県が植栽整備した県有施設等の花の植え替えや草刈りなど、維持管理を行う自治会などの地域団体に対しても、奨励金の支給を実施しています。引き続き、市町村や地域住民、団体等との連携・協働を図りながら、植栽景観が地域の魅力資源として持続的に定着できるよう努めてまいりたいと思います。

○吉浦景観・自然環境課長 山の辺の道の整備対策についてお答えします。

県では山の辺の道における安全かつ快適な利用を確保するため、公衆トイレやベンチ等の利便施設、また案内板や道標等の公共標識などの施設整備とその維持管理を行っているところです。なら歴史芸術文化村周辺、天理市から桜井市までの区間については、公衆トイレ8か所、標識類134基を設置し、施設の現況を踏まえてトイレの洋式化な

どの改修工事を実施しているところです。また山の辺の道自体は、大部分が天理市、桜井市の市道となっていることから、路面等の維持管理や改修については各市において対応いただいています。これらの整備や改修に当たっては、環境省の自然環境整備交付金の活用が可能であり、市からの要望を受け、予算の確保に努めているところです。今後とも関係市の天理市、桜井市と連携・協働しながら、山の辺の道の利用増進につながる整備を計画的に進めてまいりたいと考えているところです。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興担当、豊かな食と農の振興課長事務取扱） ガストロノミーツーリズムとの関連でお答えさせていただきます。

まずは和田副委員長がおっしゃいましたように、来年のガストロノミーツーリズム世界フォーラムについてですが、現在、奈良県が国内候補地となっています。そういう状態ですので、世界フォーラムの具体的な内容はまだ決まっていない状況ですが、今までのフォーラムの内容からして、ワークショップや、現地での視察研修などがプログラムとして想定できますので、そういうこと的有力な候補地として、山の辺の道も一つと考えているところです。また、この世界フォーラムには世界各地から様々な方が訪れますので、山の辺の道周辺地域の食そして歴史文化などの情報をしっかりと発信できればと考えているところでして、今後いろいろなコンテンツの掘り起こしや、新たな体験プログラムの開発、モニターツアーの開催など、山の辺の道地域戦略会議として、そういったことに取り組んでいきたいと思っています。

もう1点、ガストロノミーツーリズムのメリットとして、食べ方、購入方法等にどう対策するかということですが、山の辺の道には、和田副委員長お述べのように三輪そうめんをはじめとして、和菓子やみかん、柿などの農産物、そしてその加工品、また清酒等様々なものがございます。また地元の食材を使ったレストランなども増えており、食と農の魅力が豊富にあるということですので、これらをいかに知っていただくかということで、山の辺の道地域戦略会議としての取組を行っており、今年度は「山の辺の道ガストロノミーオンラインツアー」を開催しました。その内容を現在もホームページ等で見られるようにしており、そういった形で情報発信に努めています。また、連携協定を結んでいる早稲田大学に協力いただいて、山の辺の道周辺地域の食材や料理、飲食店などの紹介をしていただけるリーフレット「大和古道の味食のさんぼ道」を作っていますので、これらもお届けしたいと思っております。

今後としては、来年3月オープン予定のなら歴史芸術文化村交流にぎわい棟において、

そうした地元の特産品や郷土料理を、映像やパネル展示で、食と農のコンテンツをPRしたり、また調理実習室もございますので、そういう食材を使った料理を体験していただくなど、様々な形でPRしたいと思っています。併せて、農産物直売所も併設しますので、そちらでも山の辺の地域の農産物の販売に努めていきたいと思っています。

○大西産業振興総合センター所長 三輪そうめんの振興についてです。手延べそうめんの発祥の地でもある三輪の三輪そうめんということで、県でも重要な特産品です。ただ、近年消費嗜好の変化で、需要の低迷、あるいは和田副委員長も述べられたように、他産地との競争などもございまして、厳しい環境です。今後の三輪そうめんの振興のためにも、今こそ三輪そうめんの伝統や文化の発信をし、あるいは原料や製法など産地としてのこだわりを持ち、やはり振興のためにブランド力の向上、あるいはマーケットニーズを捉えた販売戦略、販路拡大などが大変重要と考えています。これまで業界団体や地域などが連携し、一丸となられて、品質やブランド力のさらなる向上、あるいは販路の一層の拡充を目指され、例えば地理的表示保護制度であるGIマークを登録されたり、あるいは県産小麦を活用した三輪そうめんの新たな開発などにも取り組まれ、成果を上げてこられました。県においても、平成26年度から三輪素麺振興会の多大なるご協力をいただき、毎年大相撲優勝力士への副賞として三輪そうめんを贈呈し、PRを行っています。あるいは地元市や金融機関あるいは支援機関とも連携して、専門家継続派遣事業などを活用して、関係者間でプロジェクトを立ち上げ、ブランド力の向上やマーケット戦略の策定とその実践なども行っているところです。さらに来年度も当センターにおいて、首都圏でのバイヤーとの商談会や、国際ギフトショーへの出展支援、あるいは来年度新規事業で予定している魅力ある商品開発・改良に向けた取組への支援などの事業も予定しており、そのような支援事業の活用も促し、今後とも関係者との連携を密にして、こういった支援策の活用も含め、県としてもブランド力の向上あるいは販路拡大に取り組んでまいりたいと考えています。

○和田副委員長 三輪そうめんについては、大西産業振興総合センター所長から答弁いただいたように、商品開発や販路促進について地元が相談に行くと思いますので、よろしくをお願いします。そしてガストロノミーツーリズムは世界に発信する機会ですので、ぜひとも頑張ってください、こういうことをお願いして、私の質問に代えます。

○小泉委員長 ほかに質問者がなければ、これをもちまして質問を終わります。

次に委員長報告についてでございますけれども、本会議で反対討論される場合は、委

員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。日本共産党はどうですか。

○太田委員 反対討論をさせていただきたいと思います。

○小泉委員長 分かりました。では議第47号については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく願いをいたします。

それでは委員長報告についてでございますけれども、正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○小泉委員長 分かりました。それではそのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の委員会を終わります。